

職員福利厚生規程

(目的)

第1条 この規程は、この土地改良区の職員相互の教養を高め、救済措置のため、神安土地改良区職員互助会（以下「互助会」という。）を設立し、その組織および事業の運営について、この土地改良区が必要な援助をもって会員相互の福祉推進を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 職員は、この規程の定めるところにより、互助会を組織する。
ただし、次の者を除く。

- (1) 嘱託員
- (2) 臨時雇員

(機関)

第3条 互助会の適正な運営を図るため、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

(役員)

第4条 互助会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 運営委員 2名
- (5) 監事 2名

(事業)

第5条 互助会は、適宜職員の研修会を行い、教養の向上を図り、会員相互救済のため給付事業を行うほか、職員の福利増進を図るため、福利事業ならびに福利厚生貸付事業を行うものとする。

(経費)

第6条 互助会の事業に要する経費は、次に掲げる収入をもって充てるものとする。

- (1) 職員の掛金 給料月額1,000分の15
- (2) その他の収入

(会則)

第7条 互助会は、理事長の承認を得て、互助会の運営に必要な会則を定めなければならない。

(職員および施設等の利用)

第8条 理事長は、互助会の運営に必要な範囲内において職員を互助会の業務に従事させ、またはこの土地改良区の施設等を互助会に利用させることができる。

(理事長への報告)

第9条 互助会は、その収支予算および決算を、理事長に報告しなければならない。

附 則

- 1. この規程は、平成 9年 9月 1日より施行する。

附 則

- 1. この変更規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。